

第十回 参議院農林委員会會議録 第二十三号

昭和二十六年三月二十四日(土曜日)午前
十時五十三分開会

本日の會議に付した事件

○農業協同組合法の一部を改正する法律案
池田宇右衛門君外五名(衆議院)

○農林水産業施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

本日は先日提案理由を聴取した農業協同組合法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

○赤澤與仁君 先般發議者からのお話によりまして、都合の上で一応政府委員のかたに代つて伺つておきたいと思ひます。役員の任期及び選任方法の三十一條の改正に關しまして、先ず第一番にお尋ねをいたしたいと思ひます。

この任期の点につきましては、本法案成立当時におきまして、問題になつておつたわけなものでありまして、何らかの事由によりまして、今日まで延び延びになつて来た事項でございます。この点につきましては、異議はないわけなのでございまして、その第二項によりまして三分の一ずつ任期を交えるという点につきまして伺ひをいたしたいと思ひます。先ず第一点は、この三分の一に相當する理事、監事を毎年改選しなかつたという事柄に對しまする立法の理由を先ず御伺ひいたしたい。第二点は定款で別段の定めをなします場合におきましては、これが排除され

るということになりますので、任意規定に考えられるわけでありまして、併し實際の農業協同組合の實際におきましては、恐らく定款に別段の規定を設けてまして、この規定を排除することにならうかと考へるわけでありまして、従つて法律上の実効は、實益は余り起らない結果にならうと思ふわけであり

ます。強いて申しますならば、實際から考へ、又その結果を見ました場合に、おきましては、死文になる虞れのある事項であらうとも考へられるわけでありまして、むしろ除けちやつたほうがいいのではないかと考へられるわけでありまして、又結果におきまして、排除するといふような結果が各農協において出て参りました場合には、將來これを廢止する考へがあるかどうかといふことも併せてお聞きをいたしたい。第三点といたしましては、近くやはり議員立法で發議者は異なるわけであり

ますが、農林中央金庫法の改正法律案が上程に相成るようになり承知をいたしております。今日の農林中金といふものにつきましては、政府出資をやめちやつて、この農業協同組合と同じような性格になつておると思ふのであります。併しその法律案の内容を伺つて見ました場合に、この任期なり選任の方法につきましては、この任期な

り選任の方法につきましては、この任期な

り選任の方法につきましては、この任期な

り選任の方法につきましては、この任期な

り選任の方法につきましては、この任期な

り選任の方法につきましては、この任期な

り選任の方法につきましては、この任期な

り選任の方法につきましては、この任期な

り選任の方法につきましては、この任期な

り選任の方法につきましては、この任期な

は、これを排除する定款の成立が予想せられますので、そういうような実態が起つて参りました場合におきましては、こういうような死文はむしろ削除してしまつたほうがいいのではないかと、そういうような考え方から、一応お尋ねをいたしておるわけなのであります。

○説明員(打越顯太郎君) お答え申し上げます。役員の任期を三年以内に延長いたしました場合に、毎年三分の一ずつ更新するといふ規定は、死文に属するといふことになりはしないかという御意見でございますが、私は必ずしも死文にならないのじやないかと考えておるのであります。先ほど申し上げましたごとく、役員の改選ということにつきましましては、一面役員が責任を持つて協同組合の事業を運営するという建前は大切でありまして、同時に、清新な空気を組合のうちに反映せしめるというところが非常に大切なことでございまして、殊に農業協同組合の事業を民主的に運営する線から申しますれば、その点が非常に大切になるということに考えられるのでございます。そんな点から申しまして、毎年三分の一ずつ更新するといふことは、必ずしもこの民主化の線に沿つて、又経営を健全にやつて参ります上において適當でないといふことは申されないのでござい

か、むしろ農業協同組合の役員の選挙の建前から申しますれば、むしろそのほうが民主化の線に沿うるのではなからうかと、かように考えられるのであります。併しながら今日の現状からいまして、直ちにさようなことを強行規定に入れますということとは、必ずしも今日の段階におきましては適當でない、さような点から申しまして、現状から考えまして、漸進的に参ります上におきまして、定款に別段の定めがあり更新する場合には、さような毎年三分の一ずつ更新することも、更新する制度をとらなくてもよろしいといふふうなことにいたしたほうがむしろ現状に即し、又役員選挙の根本原則にも適當するのではないかと、かように考えております次第であります。

○赤澤興仁君 お説はその通りであります。が、現状の認識について相違があるわけなのであります。一、定款に別段の定めをなした場合には、これは、この条項の実益というものはないわけなのであります。これ以上この問題についての押問答は差控えたいと思ひますが、ただ事実がこれを証明するであろうと存じます。

次にお尋ねいたしたいことは、第八国会におきまして政令に委任されましたあの財務基準に関する事柄であります。が、一、応あの場合にお示しを頂いたわけなのであります。今日政令で公布されております内容につきましては、その当時と非常に隔りのあるものであります。そうして又その時期におきまして、百日以上経過してそれが公布になつたといふこの二つの事実につきましましては、私どもは将来お考えを願わなくちゃならないと思ひまして、この事実に対しては遺憾の意を表せざるを得ないのであります。併し財務基準を自身につきましての内容につきましては、非常に立派にできております。その内容についてとやかく言うわけではありませんが、一、応この点についての今後政府当局として法律案を出されます場合

の、委任事項の政令案の内容というふうなものにつきましては、それまでによく検討をされて違つたものにならないように、我々の審議の参考に提出されたものが違つて来るということにつきましては、審議する者といつたしましては非常に迷惑に相成りますので、この点につきましては御善処を願わなければならぬと存じておるわけであり

ます。この点につきましては、一、二お尋ねをいたしたいと思つたわけでござい

ますが、自己資本の充実という事柄と、もう一つは系統団体の事業資金という問題につきまして非常に立派にできておるわけでございますが、現状がこれになか／＼ついて参らんとするわけでありまして、従つてその間経過規定をいたしまして、暫定的にこの方向に向うように規定付けられておるよう

に承知いたしますわけでありまして、従ひましてこれが指導監督ということにつきましては十二分に政府当局においてお考えを願わなければならぬと思

うわけでありまして、従ひまして現在農林省におきましては検査課を新設されまして力を入れられることになつておるようでございますが、私どもはこれでは満足がいかないと思つたわけでありまして、農協の運営を全たからしめるための指導監督ということにつきまして国或いは地方庁のこれに

関しまする機関を拡充、整備するお考えがあるかどうかということをお尋ねいたしたいことと、農協の性格からい

たしまして自主的にやらなくちゃならん面が多々あるわけなのであります。その点からいましてすると指導事業を行ひまする農業協同組合の連合会

の拡充整備も又、当然取上げなければならぬと思ひますわけでありまして、これに對しまする政府のお考え方を併せてお願いいたします。

○説明員(打越顯太郎君) 財務基準をきめておきますところの政令につきま

んの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(羽生三七君) それでは質疑は終了したものと認めます。

これから討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

〔ない〕と呼ぶ者あり

○委員長(羽生三七君) 別段御発言もないようでありますので、討論は終局したものと採決に入ります。

農業協同組合法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに御賛成のかたの御起立を願います。

〔総員起立〕

○委員長(羽生三七君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決いたしました。

なお前例によつて諸般の手續は委員長に御一任をお願いいたします。なお恒例によつて多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

岩男 仁藏 岡村文四郎
小林 孝平 宮本 邦彦
白波瀬米吉 三輪 貞治
三橋八次郎 江田 三郎
加賀 操 赤澤 與仁
池田宇右衛門

○委員長(羽生三七君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(羽生三七君) 速記を始めて下さい。

それでは農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案についての内容の御説明を求めたいと思います。

○説明員(新澤肇君) 御説明申し上げます。改正法の第一点は第二条第二項第一号でございますが、これはこの農林水産業施設の災害復旧事業費国庫補助の法律のほかに、もう一つ一般の土木災害につきまして公共土木施設災害復旧事業費の国庫負担法、こういう法律が別途ございます。それでは一般に地方公共団体の維持管理いたします施設についての災害復旧に関する国庫負担の関係を定めております。で、ここに挙げてあります林地荒廃防止施設につきましても、そうした公共事業の維持管理する部面もございまして、その分につきましては別途ございまして公共土木施設災害復旧事業費国庫負担の法律のほうの適用を受けるわけでございまして、その関係をここで明らかにしたわけでございまして、

次は第二条第五項に、現行法の「原形に復旧すること」ということの下に「原形に復旧することが不可能な場合において、当該農地等の従前の効用を回復するために必要な施設をすることを含む。」こういうことを加えたわけでございまして、従来の現行法を御覧頂きますと、第二条の第六項に、災害によつて必要を生じた事業で、災害にかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合についての規定が掲げられております。そうしてこの部分につきましては補助の関係は、原形復旧に必要な経費に相当する部分だけ補助がございまして、それを超過する分については補助がなかつたわけでございまして、ところが、実際の災害の現状を見ますと、原形に復旧するだけでは従前の効用を回復することができない場合が多々ござい

ます。そうしてそういうような場合に、単に原形復旧について補助費を認めるということでは甚だ工合が悪いので、ここに掲げましたように、従前の効用を回復するためにはどうしても原形復旧以上の点まで及ぼさなければならぬ場合には、その最小限度におきましては、やはり原形復旧と同じような観念で取扱をして行くのが至当であるということを考えて、特に原形復旧という観念をここに掲げましたようにやや拡げたわけであります。但し拡げましても、現実の運用におきましては、こうした規定を広く今日解釈いたしまして、改良事業に属するような部面が、この中に含まれて来て、本来の災害事業を由々しく逸脱するようなことのないように、運用において十分努めたいと考えておるようなわけでございまして、

第三点は第三条でございます。補助率の問題であります。ここで変わつて参りましたのは、第三条の前文のほうで、今申上げましたことに関連して第一項を若干超過事業費に関連して書き改めております。それから第二項におきましては補助率を林業用施設につきましては、特に奥地林の開発というものの将来における重要性ということを考へまして、従来林道に關しますものについて補助率が一律に十分の五でございしたのを特に分けまして、奥地幹線林道にかかるとの分については十分の一・五だけ補助率を特に高めるように措置いたしましたのでございまして、それからもう一つは、漁港施設、第二項第四号でございます。漁港施設にかかるとの分につきましては、従前は十分の五でございましたが、これは先ほど申

上げました一般土木の災害復旧のほうの法律を見ますと、港灣施設に関するものにつきましては十分の六・五になつておりますので、漁港施設につきましても、これと歩調を一にいたしまして、十分の六・五というふうに上げまして、それらとの権衡を保つた次第でございまして、それから第三項は先ほど申しました第一項の改正と関連して

るわけであります。先ほど申しました第一項の改正と関連して、御説明申し上げましたように、従来規定がなかつたのであります。原形に復旧する以上のものにつきましては、原形復旧をするに必要な分までは一般の補助率によりまして、それから原形を復旧する場合より以上にかかります部分につきましては、基本のベースよりも幾分引下げまして、特に今後は補助を加えて行こう、こういう考えでございまして、以上が改正点でございます。それからもう一つ申し忘れましたが、第五号九号を削つてございまして、これは、国が補助金を出します場合には、地方公共団体もそのうち、幾分か補助金を支出する義務負担があつたわけでございまして、これは現在の地方財政の現状に鑑みまして、法律でそういうような義務を、地方公共団体に負わせることが適当ではないだろうというところで、削つたわけであります。併しなから現実におきましては、これによつて地方公共団体が、全然国の補助に加えて補助しなくてもいいのだというところではありませぬので、地方財政の現状、実力、その災害復旧事業の公共性、或いは受益者の負担能力、それらを勘案いたしまして、やはり従来と同じようなと申しますか程度には、地

方公共団体のやはり負担もさせて行かなければならぬということを考へておりますし、又地方財政の実情に依りて、そうした負担が今まで通り行かなければならぬ場合におきましても、一方受益者の自己負担分に対する事業費の低利金融の途というものも、別途考へられておりますし、それも今後で

きるだけ充実したいということで、現実には農民その他の災害復旧事業の実際の受益者の負担が、過重にならないという配慮を十分して行きたいというふうに考へておる次第でございます。以上が改正点の大体の内容であります。

○委員長(羽生三七君) 只今の点でちよつと私から一つお尋ねしたいのですが、第五号九号は、只今御説明のうちに、地方公共団体の負担は軽減することになり、その義務を免除したことになると思いますが、その結果いわゆる個人負担と言いますか、受益者負担が増加するので、実際の事業分量というものは減ることになるように思うのですが、その点はどういうふうにお考えになつておりますか。

○説明員(新澤肇君) 先ほど御説明申しましたように、一応地方財政の実情に鑑みまして、法律上の義務というところで、法律にはつきり規定いたしましすことはどうかという意味合いで消したわけでございまして、実際にいいては公共性の大きなものについては、従前通り地方公共団体が補助金の支出をするように指導をして行きたいと思ひます。又事業費のほうは、国庫負担のほうのベースは従前と変わつて来ておらないわけでありますので、事業分量は減ることにはならないと思ひます。受

益者の負担軽減という問題に関しては、別途金融措置というようなことも考へるということ、事業分量につきましては、こうした規定を落したることによつて減らないものというふうに考へております。

○委員長(羽生三七君) それでは御質問は後日に譲りまして、本日はこの程度で散会いたしたいと思います。

午前十一時二十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君

理事

片柳 眞吉君
岩男 仁藏君
岡村文四郎君

委員

池田宇右衛門君
白波瀬米吉君
平沼彌太郎君
宮本 邦彦君
江田 三郎君
小林 孝平君
三橋八次郎君
三輪 貞治君
赤澤 與仁君
加賀 操君

事務局側

説明員

農林大臣官
房総務課長 新澤 寧君
農林省農政
局農業協同
組合部長 打越顯太郎君